

〈論文〉

# 戦後国共内戦の帰結と中国共産党の建国・政権構想

Consequences of China's Civil War and the Chinese Communist Party's State Establishment and Government Concept

三 品 英 憲

MISHINA Hidenori

(和歌山大学教育学部歴史学教室)

2023年10月27日受理

## Abstract

The Chinese Communist Party (CCP) began to develop a plan in 1948 to establish and run the new state, emphasizing land reform. The Common Program adopted when establishing the People's Republic of China assured universal suffrage, People's Congresses at every level, and government organizations at every level, but this was contingent on the completion of land reform. Universal suffrage would consolidate the results of the revolution (the seizure of power by the exploited class) after land reform had thoroughly destroyed the power base of the "landlords and rich farmers" and the "exploited class" had completely seized power. Such a vision had commonality with governance that was realized after the correction of the "far-left phenomenon" of January–February 1948. Given the structure of the ruling system at the end of China's Civil War and the similarities with the People's Congress, it is necessary to reposition the Common Program. It was not set up to demonstrate that the new state and government would be constituted and run unitedly but to advocate that the state and the government had legitimacy through "the support of all the people" where the "class enemy" could seize power if the universal suffrage was held before the reform.

### はじめに

中国土地法大綱によって生じた土地改革の「行き過ぎ」の是正が図られていた1948年前半は、華北地域における共産党の軍事的優勢が明確になった時期でもあった。共産党は、1948年2月以降、華北各地で大規模な攻勢に出て、国民政府軍を各地で撃破していった<sup>1)</sup>。また石家荘を攻略したことによってそれまで分断されていた晋察冀辺区と晋冀魯豫辺区が接続し、1948年5月20日に合併して華北解放区が成立するとともに、晋察冀中央局と晋冀魯豫中央局も合併して中共中央華北局(第一書記は劉少奇)が成立した<sup>2)</sup>。

こうした戦況の変化は、内戦が新たな段階に入ったことを示していた。1948年3月、中国共産党中央委員会(中共中央)は過去2年間の戦況を総括し、今後、共産党軍が毎年敵軍100旅団を殲滅していけば、1946年7月からの「5年前後で国民党全軍を消滅させる可能性がある」と予想した<sup>3)</sup>。また1948年3月21日、中共中央の毛沢東・周恩来・任弼時は陝西省米脂県楊家溝を出発し、晋綏辺区を経由して、4月から5月にかけて相次いで晋察冀辺区の平山県西柏坡村に到着した<sup>4)</sup>。これにより、1947年3月に延安が陥落して以降二手に分かれていた毛沢東の中共中央と劉少奇の中央工作委員

会が合流した。このうち中共中央と華北中央局を基盤として、新たに樹立される国家の中央政府が準備されていった<sup>5)</sup>。

さらに1948年後半には、共産党軍は全国的規模で重要な勝利を収めていった。東北では1948年9月12日から11月2日までの遼瀋戦役に勝利し、東北地域から国民政府軍を駆逐した<sup>6)</sup>。続く淮海戦役(1948年11月6日～1949年1月10日)では、兵力的には劣勢のなか13万4千人にも及ぶ戦死傷者を出しながら勝利をおさめ、交通の要衝である徐州を奪取した<sup>7)</sup>。さらに平津戦役(1948年11月29日～1949年1月31日)にも勝利し、北平(北京)と天津を支配下に組み入れた<sup>8)</sup>。この三大戦役に勝利することによって、1948年3月に中共中央が予想したよりも早い速度で内戦の勝利が視野に入ってきたのである。

以上のような戦局の劇的な進展を背景として、共産党中央指導部は恒常的・全国的な統治体制を構想することになった。新たな人民政治協商会議の開催と、新しい国家の基本方針を暫定的に定める共同綱領の制定である。では、このような建国・政権構想は、国共内戦期の革命(土地改革)とどのような関係にあったのだろうか。本稿の目的は、人民政治協商会議・共同綱領

と土地改革の関係を明らかにすることにある。

もちろん、建国・政権構想は土地改革と無関係だとする理解も成り立ちうる。たとえば田中恭子『土地と権力』は、戦況が共産党有利に傾き始めた1948年春以降、共産党の関心は農村から離れ、毛沢東が1948年4月1日に晋綏辺区で行った講話を契機として「各解放区はいっせいに土地改革終息へ向かいはじめ」たとし、「内戦期の土地改革は、48年春夏の左傾〔行き過ぎ〕是正をもって事実上終わった」としている<sup>9)</sup>。そして確かに毛沢東は、1948年5月24日に新区における土地改革を停止し減租減息を行なうように命じていた<sup>10)</sup>。同様の命令は人民共和国成立直前の1949年にも出されている<sup>11)</sup>。土地改革があくまで農民の支持を集め動員するための手段として実施されていたとすれば、動員の必要性が薄れば土地改革に割くエネルギーは無用となろう。しかし共産党にとって土地改革は単なる勢力拡大のための手段ではなかった。

中共中央が1948年5月25日に出した「1948年の土地改革工作と整党工作に関する指示」では、確かに「敵の軍事力がすべて消滅し、環境が安定している」などの条件を満たさない地域では土地改革を停止するように命じているが、この指示の冒頭では「今年〔1948年〕9月から来年3月までの7か月間に、各中央局と分局は画定した地域内で以下のことを完成せよ」として、「貧農団と農会を組織あるいは改組あるいは充実させて土地改革闘争を發動する」としており、あくまで最終目標は土地改革の実現にあったことがわかる<sup>12)</sup>。先に挙げた1948年5月24日の毛沢東の指示も、「1～2年後か、あるいは3年後におよその根拠地で国民党反動派が消滅し、環境が安定すれば…華北と同様に動産と土地を分配する土地改革段階に入るべきである」(「…」は引用者による省略。以下同じ)と述べている<sup>13)</sup>。実際、人民共和国成立後の1950年6月30日には中国土地改革法を制定して土地改革を断行した<sup>14)</sup>。毛沢東・共産党が土地改革を単なる手段だと認識していたとすることはできないのである。では国共内戦期の革命は建国・政権構想とどのような関係にあったのだろうか。

またこの時期の建国・政権構想にはソ連の意向が大きな影響を及ぼしたとする見解もある。高橋伸夫によれば<sup>15)</sup>、毛沢東は民主諸党派に属するブルジョアジーや知識人をまったく信用せず、1947年11月30日、モスクワからの使節に対して「中国革命に最終的な勝利が訪れるとき…中国共産党以外のあらゆる政党は政治の舞台から消滅しなければならず、それによって中国革命をこのうえなく打ち固め、強固なものにするだろう」と述べ、一党制を提案した。しかしこの提案に対しコミンフォルムとスターリンは1948年4月20日付で返電し、「われわれは中国の民衆と中間階層を代表し、蒋介石集団に反対する中国の各反対派政党が、やはり長期にわたって存在するだろうと考える。…中国人民解放

軍が勝利した後、中国政府は、自己の政策に基づき、少なくとも勝利の後の一時期…民族民主革命政府であって、共産主義政府ではない」と述べて反対した。そのため毛沢東はやむなく諸勢力を糾合する「連合政府」を模索したが、依然として資本家は服従させるべき対象だと考えており、表向きは連合政府の体裁をとりつつも実質的には一党制となる政治体制が準備されたとする<sup>16)</sup>。

こうした見解は、当時、西側諸国からの批判と干渉を防ぎたかったソ連・スターリンの思惑と関連づけて中国共産党の選択を理解するという点で、大きな説得力を持っている。しかし、1947年11月末の時点で毛沢東・中国共産党が持っていた構想がスターリン・ソ連の意向によって歪められた結果、中華人民共和国の成立にあたって人民政治協商会議が招集され、共同綱領が決議されたと考えてよいのだろうか。

というのは、先に引用したように、1947年11月30日に毛沢東がソ連に対して一党制の実施を提案したのは「中国革命に最終的な勝利が訪れたとき」のことであって、中国共産党にとって国共内戦と土地改革が「封建勢力」との闘い、すなわちブルジョア革命として位置づけられていたのであれば、仮に内戦に勝利したとしても共産党が目指す「中国革命」が完了するわけではないからである。そうだとすれば、内戦における共産党の勝利と中華人民共和国の成立はあくまで「中国革命に最終的な勝利が訪れる」までの通過点にすぎないということになり、毛沢東・共産党が人民共和国の樹立にあたって選択した人民政治協商会議と共同綱領による国家運営は、西側諸国からの干渉を懸念するソ連とは別の発想で、目的地に向かうために独自に設計されたものであったという可能性を検討する必要が生じる。問題は、毛沢東・共産党が内戦の勝利と新国家の樹立をどのような文脈で捉え、自らの支配の正当性をどのように説明していたのか、そしてそのことが人民政治協商会議の開催や共同綱領の制定とどのような関係にあったのかという点にある<sup>17)</sup>。以上から本稿では、内戦最末期から建国初期にかけての政権構想と土地改革の関係について明らかにしたい。

## 第1章 土地改革と建国・政権構想

### 第1節 土地改革と普通選挙

#### ①「階級敵」への独裁と人民内部の民主

共産党内で共同綱領の草案が練られていた1949年6月30日、毛沢東は中国共産党創立28周年を記念する論文「人民民主独裁論」を執筆し<sup>18)</sup>、翌7月1日付の『人民日報』に発表した。この論文では、内戦後に樹立される新国家の基本的な骨格について次のように述べている。

【史料1】「きみたちは専制だ。」愛すべき先生方よ、

お言葉どおりで、われわれはまったくそのとおりである。中国人民が何十年もかかって積んできたすべての経験から、われわれは人民民主独裁を実行するのである。それは人民民主専制ともいうが、とにかくおなじことで、つまり、反動派の発言権をうばい、人民にだけ発言権を与えることである。

人民とはなにか。中国では、そして現段階では、労働者階級・農民階級・小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーである。これらの階級が労働者階級と共産党の指導のもとに、団結し、自分たちの国家をつくり、自分たちの政府を選び、帝国主義の手先すなわち地主階級と官僚ブルジョアジーおよびこれらの階級を代表する国民党反動派とその共犯者たちにたいして独裁を行ない、専制を行ない、これらの連中を抑圧し、彼らに神妙にふるまうことだけを許し、かってな言動にでることを許さないのである。かってな言動に出れば、ただちにとりしまり、制裁をくわえる。しかし、人民の内部では、民主制度を実施し、人民は言論・集会・結社などの自由の権利をもつ。選挙権は人民にだけ与え、反動派には与えない。この二つの面、すなわち、人民内部の民主主義の面と反動派にたいする独裁の面とが互いに結びついたものが人民民主独裁である。「毛沢東主席『人民民主独裁を論ず』」1949年7月1日、『新中国資料集成』第2巻、526～527頁。引用文中の下線は引用者による。以下同じ）

ここでは、来るべき国家においては「反動派」（階級敵）に対して「人民」が独裁を実施すること、その一方で「人民」内部においては民主主義が実施されることが謳われている。実際、人民共和国成立前夜に人民政治協商会議で決議された共同綱領も、次のように規定した。

【史料2(1)】第十二条 中華人民共和国の国家政権は、人民に属する。人民が国家政権を行使する機関は、各級人民代表大会および各級人民政府である。各級人民代表大会は、人民が普通選挙の方法でこれをもうける。各級人民代表大会は、各級人民政府を選挙する。（『中国政治協商会議共同綱領』1949年9月30日、『新中国資料集成』第2巻、591頁）

主権を持った「人民」が普通選挙を通して統治権力を構築するという国家像が、想定されていたのである。

## ②民主政治を実施するための条件

その一方で、共同綱領には全国と地方の両方で普通選挙が行われない時期があることを想定した条文がある。

【史料2(2)】第十三条…普通選挙による全国人民代

表大会が招集される以前は、中国人民政治協商会議の全体会議が、全国人民代表大会の職権を執行し、中華人民共和国中央人民政府組織法を制定し、中華人民共和国中央人民政府委員会を選挙し、かつこれに国家権力を行使する職権を与える。

普通選挙による全国人民代表大会が招集された以後においては、中国人民政治協商会議は、国家の建設事業に関係のある基本計画およびその他の重要措置について、全国人民代表大会もしくは中央人民政府に建議を提出することができる。

第十四条 …普通選挙による地方人民代表大会が招集される以前においては、地方各界人民代表会議が逐次、地方人民代表大会の職権を代行する。（『中国政治協商会議共同綱領』1949年9月30日、『新中国資料集成』第2巻、591頁）

では、いつになれば普通選挙が実施できるようになるのか。共同綱領は第十四条の続きで次のように規定する。

【史料2(3)】第十四条 …軍事行動がすでに完全に終了し、土地改革がすでに徹底的に実施され、各界の人民がすでに十分に組織された地方においては、ただちに普通選挙を実行して地方の人民代表大会を招集しなければならない。（『中国政治協商会議共同綱領』1949年9月30日、『新中国資料集成』第2巻、591頁）

土地改革は、単に地主や富農の土地財産を没収して分配することを目的とした政策ではなく、「階級敵」が労働者・農民を搾取する生産関係を破壊することを目的とする政策（革命）であった。こうした土地改革を経て初めて「反動派」（階級敵）に対する「人民」の独裁は確立するのである。また共産党の理解によれば、彼ら「反動派」は数千年にわたって中国社会を支配しており、仮に彼ら「反動派」に選挙権を与えなかったとしても、社会内に張り巡らせた影響力を行使して選挙結果を左右するかもしれない。そうした懸念を払拭するのが土地改革であった。したがって、共同綱領にも土地改革の推進を謳う条文が盛り込まれている。

【史料2(4)】第二十七条 土地改革は、生産力の発展と国家の工業化の必要条件である。すでに土地改革を実行した地区では、農民がすでに獲得した土地の所有権を保護しなければならない。まだ土地改革を実行していない地区では、農民大衆をたちあがらせ、農民団体をつくり、土匪・悪覇を一掃し、減租減息および土地分配等の諸段階を経て、耕者有其田〔耕す者がその田を所有する〕を実現しなければならない。（『中国政治協商会議共同綱領』1949年9月30日、『新中国資料集成』第2巻、593頁）

このように新国家の樹立にあたって「人民」に約束された普通選挙は、土地改革によって「地主・旧富農」の権力基盤を徹底的に破壊し、「人民」が基層社会において権力を完全に奪取してから実施されることが予定されていた。そのため1950年6月30日には中国土地改革法が施行され、改めて土地改革が推進されることになる。その後の土地改革は、朝鮮戦争(1950年6月25日勃発)と中国人民義勇軍の参戦(1950年10月19日)によって国内の「反革命分子」の肅清が喫緊の課題となったことでペースが上がったが<sup>19)</sup>、土地改革自体はもともと普通選挙を実施する前提条件として予定されていたのである。

## 第2節 人民共和国における普通選挙の実施

### ①土地改革の完了宣言

実際に、全国人民代表大会の開催に至るまでの展開は、共同綱領が予定していたプランに従うものになった。各級人民代表大会を組織する選挙について定めた「中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法」(以下、選挙法)は、1953年2月11日に中央人民政府委員会会議で可決され、3月1日に中央人民政府主席毛沢東によって公布されたが<sup>20)</sup>、その直前の2月4日、政治協商会議第4回会議において政治協商会議全国委員会副主席の周恩来が次のように報告している。

【史料3】偉大な毛沢東主席の指導のもとにある中国人民は三年余にわたる懸命な努力と国の内外の敵にたいする断固たる闘争をつうじて、各戦線でいずれも輝かしい勝利をかちとり、全中国社会の各方面に深刻な根本的変化をもたらした。…

一部の少数民族地区を除いて、全国約4億5000万農業人口の地区が土地改革を完遂し、封建主義の基礎は徹底的にうちこわされた。帝国主義の残された特権は、すでにとりぞかれ、中国人民が略奪と搾取の対象とされていた時代はすでに終わりをつげた。(「中国人民政治協商会議第一期全国委員会第四回会議における周恩来副主席の政治報告」1953年2月4日、『新中国資料集成』第4巻、6頁)

このように、全国的規模での土地改革の完了が公式に宣言されたあと、選挙法が公布されたのである。

### ②普通選挙から排除される人びと

とはいえ、中国土地改革法施行から2年半という時間では、「階級敵」の地域社会における権威・権力が十分破壊されていない可能性もあろう。そのため選挙法には、選挙権・被選挙権が付与されない人に関する条項が設けられている。

【史料4】第五条 下記の事情の一つをもつものには、選挙権および被選挙権がない。

- (1)法によってまだ身分を改められていない地主階級分子
- (2)法によって政治的権利を剥奪された反革命分子
- (3)法によって政治的権利を剥奪されたその他の者
- (4)精神病患者

(「中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法」、『新中国資料集成』第4巻、55頁)

この(1)にある「法によってまだ身分を改められていない」とは、土地改革法施行後の1950年8月に決定・公布された「農村の階級構成要素の区分に関する政務院の決定」が規定する階級区分の変更要件を指す<sup>21)</sup>。同決定によれば、「およそ地主に所属する者で、土地改革完成後、まったく政府の法令に服従して労働生産に従事し、あるいはその他の経営を行ない、いかなる反動行為もなく連続五年にわたる者は、郷人民代表大会を通過し、県人民政府の承認を経たのち、その従事する労働あるいは経営の性質に応じて、その地主に所属することを、労働者あるいはその他の所属に変えることができる」とされる<sup>22)</sup>。旧富農についても同様に、「旧解放区の富農で土地改革完成後上述の条件に合致して満三年になる者も同様の方式で所属階級を変えることができる」と規定されている<sup>23)</sup>。前述のとおり、選挙法が公布された時点では、中国土地改革法が施行されてからまだ3年を経過していなかったということから考えれば、これは実質的には人民共和国成立後の土地改革で闘争対象となった地主と富農を選挙から排除することを意味する。「人民の普通選挙」は、土地改革という革命が実質的にも完成することを前提条件として実施されるものだったのである。

では、このような建国・政権構想は、いつ、どこで考え出されたのだろうか。

## 第2章 「民意」機関の設立と土地改革

### 第1節 貧農団と「民意」機関

#### ①貧農団と農民代表会

管見の限り、共産党の中央レベルの指導者がのちの人民代表大会につながる民意機関に最初に言及したのは、劉少奇が1947年8月4日付で中共中央に送った土地会議に関する報告である<sup>24)</sup>。この時期、劉少奇は毛沢東の中共中央とは別行動をとっており、河北省平山県で開かれた全国土地会議を主宰していた。この報告の中で劉少奇は、土地を獲得したいという貧雇農の切実な要求を基層幹部・党員が妨げていることが土地改革の障害になっているとし、それへの対抗策として「各級の農民代表会を建設し(都市では市民代表会を作る)、同時に適当な時期に全国農民総会を設立し…各級の最高権力機関とする」と提案している<sup>25)</sup>。基層レベルから

「代表会」を積み上げて全国的規模の代表会を組織するという構想は、この時点ですでに示されていた。

ただしこの文脈からも分かるように、ここでいう農民代表会は、貧雇農の指導権を確保するための機関として想定されていた。同報告は上掲の引用部分のすぐあとで「農民代表会は群衆と直接連携し、官僚主義を打破し、貧雇農が各級の指導機関において地位を樹立し、青年婦女団体が農会に加入するのを経て、適当な時機を待って三三制の各級の議会を再建する」としている<sup>26)</sup>。「貧雇農が各級の指導機関において地位を確立」することに対して農民代表会がどのように関与するのかは明確ではないが、結果として貧雇農の主導権が確立されることは間違いない。貧雇農を中核として既存の権力機構を打倒し、土地の没収・分配を強行しようとした時期に構想された基層権力のあり方をよく示すものであろう。

こうした構想は、中国土地法大綱にも盛り込まれた。中国土地法大綱は第5条で土地改革中の各級執行機関について、以下のように規定している。

【史料5】第5条 郷村農民大会およびそれが選出した委員会、郷村の無地少地の農民が組織した貧農団大会およびそれが選出した委員会、区・県・省などの級の農民代表大会およびそれが選出した委員会が、土地制度を改革する合法的な執行機関となる。（「中国土地法大綱(中国共産党全国土地会議1947年9月13日通過)」、『解放戦争時期土地改革文件選編』、85頁<sup>27)</sup>）

この規定では、郷村レベルでは「郷村農民大会およびそれが選出した委員会」と「貧農団大会およびそれが選出した委員会」とが並立することになるが、両者の関係は不明である。しかし、その土地法大綱の解説として1947年10月17日付で中央工作委員会から邯鄲局に送られた指示の冒頭には、貧農団大会とそれが選出する委員会について以下のように説明されている。

【史料6】現在の土地改革の期間は、無地・少地の農民が貧農団を組織し、さらに貧農団大会で貧農委員会(貧農小組と呼んではならない)を選出する。現在の任務は、土地法大綱に基づいて土地改革を実施することである。その将来の作用がどのようなものであるかは、今後の状況を見て改めて決定する。（「中共中央工委關於根拠土地法大綱実行土地改革給邯鄲局的指示」1947年10月17日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、89頁）

ここからは、「貧農委員会」は特に土地改革を実施するために組織されるものであることがわかる。したがって、先に挙げた【史料5】の文言は、平時には「郷村農民大会およびそれが選出した委員会」が設置されるが、土地改革中は「貧農団大会およびそれが選出

た委員会」すなわち「貧農委員会」が権力を握ることを規定していると解釈すべきであろう。このことは、次の、1947年12月28日付で中共中央工作委員会が晋級分局に宛てて出した指示のなかでも明確に記されている。

【史料7】中央工作委員会は冀東に対し代表会議の制度に関する電報を送ったが、これは解放区の經常の政権制度を指している。群衆がすでに十分発動されているか、あるいは土地改革がすでに完成された地区において初めてこのような代表会システム〔系統〕を作ることができるのであり、現在の、地主に反対し、土地財産を没収分配し、旧幹部を改造するといった闘争のなかで党と貧農団の正確な指導を打ちたてて初めて、このような代表会を本当に形成することができるのであり、決して平和的に設立できるものではない。（「中共中央工委關於樹立貧雇農在土改中的領導及召開各級代表会等問題給晋級分局的指示」1947年12月18日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、93～94頁）

以上からわかるように、中国土地法大綱が規定する土地改革中の基層権力は、貧農団を基礎に組織される貧雇農の意見を代表する機関が、土地改革を推進するために行使するものであった。基層社会において貧農団の権力が確立するまでは、一般的な意味での農民代表会を組織せず権力も持たせないというのが、1947年後半における中央指導部の方針だったのである。

## ②中国土地法大綱下の「行き過ぎ」およびその是正と基層民意機関

しかしその後、中国土地法大綱下の農村では貧農団が既存の村政権・党支部を凌駕する権威と権力を掌握し、特に基層幹部・支部党員は激しい攻撃にさらされた。これに危機感を抱いた任弼時が1947年末から中央レベルの指導層のなかでイニシアチブをとって「行き過ぎ」是正に動いた<sup>28)</sup>。では、こののち基層の代議機関も貧農団や貧雇農から切り離され、階級を超えた民意を代表する機関となったのだろうか。

一見そのように受け取れる規程が、1948年2月に作られている。新しい階級区分基準がそれである。搾取関係に基づく階級区分の徹底を狙って作られたこの文書の第9章第6節は中農の役割について次のように述べている。

【史料8(1)】中農は、農会代表会と農会委員会のなかで、各級政権機関(各級人民代表会議及び政府)のなかで、相当の人数を占めるべきである。（「中共中央關於土地改革中各社会階級的劃分及其待遇的規定(草案)」1948年2月15日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、198頁）

この規程からは、各級人民代表会は中農を中心として組織されるように見える。しかしこれを諸階級の連合的性格を持ったものと見ることは不適切である。というのは、この規程は土地改革の完成後に適用されるものであり、したがってここで言う中農とは、土地を分配されて階級的に上昇した貧雇農(新中農)を指しているからである。同規程第9章第5節は、次のように述べている。

【史料8(2)】中農は、土地改革以前は農民のなかで貧農に次ぐ重要な階層であった。土地改革が徹底的に完成した後は中農は農民の大多数を占めており、全国の人口でも最も多数の主要な階層である。(「中共中央關於土地改革中各社会階級的劃分及其待遇の規定(草案)」1948年2月15日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、198頁)

また、貧農について説明する同規程第10章第3節は、次のように述べている。

【史料8(3)】土地改革以前、貧農は農村人口の大多数を占めており、全国の人口でも最多数を占める主要な階層であった。(「中共中央關於土地改革中各社会階級的劃分及其待遇の規定(草案)」1948年2月15日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、199頁)

これらの説明は、1930年代に打ち出され、共産党の公定社会認識となっていた毛沢東の農村社会認識をそのまま踏襲したものである<sup>29)</sup>。土地改革は、農村人口の約7割を占めながら1割程度の土地しか所有していない貧雇農が、土地の7割を所有しながら農村人口の1割に満たない地主・富農から土地を奪取する政策であり、土地改革が完成すれば計算上は貧雇農の全員が中農レベルの土地を所有することになる。土地改革の完成後に組織される「各級人民代表会」のなかで中農が中心になるという規程は、主な構成員が全員中農になった、いわばフラットになった社会を想定したものであったのである(ただし、土地を奪われて下降した地主・富農は、労働して所定の年限を経るまでは中農として扱われない)。

したがってこのような土地改革が完成するまでは、権力は中国土地法大綱の規定のまま貧農団が行使することが想定されていた。同規程第10章第4節は次のように規定する。

【史料8(4)】土地改革時期には、貧農は雇農と一緒に貧農団を組織すべきであり、農会や各級の人民代表会議では、積極的に指導する責任を負う。(「中共中央關於土地改革中各社会階級的劃分及其待遇の規定(草案)」1948年2月15日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、199頁)

ここでは土地改革期にも「各級の人民代表会議」が設置されていることが想定されているが、貧農団が完全に当該基層社会において指導権を握っている場合には、土地改革が進行中であっても各級人民代表会議が設立されうるといことであろう。いずれにしても貧農団が土地改革を完成に導く原動力であり、土地を分配されて中農化した「かつての貧雇農」が、土地改革後の社会において民意機関を構成し権力を行使することが想定されていた。

### ③各級人民代表会議と貧農団

そして実際、1948年前半に成立した各級人民代表会議は、貧農団を基盤としていた。たとえば中共中央工作委員会の所在地であった河北省平山県では、他地域に先駆けて「真の人民の最高権力機関」として郷・区・県の3級からなる「代表会」が組織された(『晋察冀日報』1948年2月14日「平山県・区・郷各級代表会作用挺大」)。この記事は、「各区の区代表会は…区農会委員を選出し」、「県代表会は…県農会委員を選出した」としており、「代表会」が県以下の権力機構の樹立に大きな権限を持っていたことがわかる。一方「郷代表会」については、選出方法はこの記事には書かれておらず不明であるが、「各級代表会の基礎であり、果たす作用も最大である」とされていることから「区代表会」「県代表会」を選出する母体となっていたことが窺える(「郷」は自然村を束ねた行政村と考えられるが詳細は不明)。またこの記事は「各村の農民は、代表に対して非常に尊重しており、事があれば代表を訪ねる。1区の農民たちは『かつて我われは区に話をすることができたのだが、今では県と直接話ができる』」とされており、区・県級の代表会を構成する「区代表」や「県代表」も、各村に居住する農民だったことがわかる。人民共和国で成立した人民代表大会のように、「区代表会」は「郷代表」の互選により、「県代表会」は「区代表」の互選により、それぞれ組織されたのかもしれない。

そしてこの各級代表は、貧農団を母体として選出されていた。この記事は次のような事例を報じている。「5区の県代表の陳拉拉は村に戻った後、自発的に中農と団結する工作を進めた。彼は中農たちに対して言った。『天下の農民は一家であり、団結すれば力量は大きくなる。中農と貧農は一家であり、以後は貧農団に対して何か意見があれば、あなたたちは提起できる』と」。この記述からは、陳拉拉は貧農団から一定の距離を取りつつも、他者としての中農に対して「貧農との団結」を説いていたことがわかる。彼は、土地改革によって階級的に上昇した貧農(新中農)だったと考えられよう。

こうした各級代表と貧農団とのつながりについては、1948年5月6日に河北省曲陽県6区で開かれた第3回

農民代表大会の記事からも窺える(『晋察冀日報』1948年5月15日「曲陽六区農民代表大会 討論清除生産障礙」)。この記事では、「行き過ぎ」是正が進められるなかで「現在、いくつかの村では地主富農の反攻が発生しており、悪い幹部が貧農団に報復する問題が発生している」とし、農民代表大会がこれにいかに対応するかについて議論している様子が描かれている。そこでは農民代表たちが、ある村で地主が農民代表に対してかつて没収した物を返還するよう詰め寄ったという報告を聞き、「あなたたちの村は彼と闘争するべきだ!」「彼を6区全体で引きまわそう!」「諸村が連合して大会を開いて彼を審判しよう!」などと騒ぎ始めたとする。また、ある村でかつて誤って富農に区分された中農が、当時没収されて食べられた豚を返すよう貧農団に訴えたことに対して、農民代表たちは「彼を教育し、改めなければ処罰しよう」などと発言し、最終的には「会を開いて彼を批判し、是正しなければ、群衆大会に引き渡して彼を罷免し処分する」ことを決定したとする(この中農は「行き過ぎ」是正後に村幹部になっていた)。こうした状況からは、農民代表大会が貧農団に近い立場にあり、かつて闘争対象にされた人びとから「行き過ぎ」是正を契機に噴出した不満を抑え込もうとしていたことがわかる。農民代表大会は、設計どおり土地改革によって上昇したかつての貧雇農(新中農)によって組織され、基層において権力を行使していたのである。

#### ④各級人民代表の選挙権と「階級敵」

その後、1948年後半になると各級代表の選挙について具体的な検討が行われていった。焦点となったのは、闘争の結果財産を没収されて下降した地主・富農の扱いであったが、基本的に選挙権と被選挙権を与える方向で検討が進められた。たとえば1948年7月19日に中共中央が出した指示では、「選挙条例の中では必ずしも地主・旧富農の選挙権・被選挙権の有無についての条文を規定する必要はな」とされている<sup>30)</sup>。その理由は、「〔農村内の反動的地主・旧富農は別として〕その他の地主富農は人数も多くなく、彼らが選挙に参加してもそれほど大きな危険性はない」からであった<sup>31)</sup>。

とはいえ、共産党の認識によれば「地主・旧富農」は農村社会において人数は少ないながらも多くの土地を所有し影響力を行使してきたのであって、人数が少ないということのみで選挙権・被選挙権を与えることは危険であるとされた。そのため中共中央は、改めて1948年10月16日に「地主・旧富農」の選挙権・被選挙権に関する指示を出した。そこでは以下のように述べられている。

【史料9】(1)新民主主義革命の基本的任務は、土地改革を実行し、徹底的に封建を消滅することである。そして土地改革の直接の闘争対象は地主と旧式富農

である。したがって、土地改革の過程の中では、実際には地主・旧富農の政治的権利を暫時剥奪することは、完全にそうすべきであり、必要である。

(2)ただし、土地改革がすでに完成し、封建制度がすでに徹底的に消滅した地区では、無産階級が指導する工農連盟を基礎とする人民民主専政の前提の下、それらの封建経済の基礎はすでに消滅しており、また政府の法令を順守する一般の地主や旧富農分子は、原則的にはその公民権(選挙権と被選挙権を含む)を回復すると確定するべきである。(『中共中央關於地主・旧富農の選挙権と被選挙権問題的指示』1948年10月16日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、436頁)

このように1948年10月半ば、土地改革の徹底度に基づいて「階級敵」に参政権を与えるか否かを決定するという規程が登場した。この規程が、本稿第1章でみた共同綱領の規程(【史料2(3)】)と共通していたことは改めて指摘するまでもないだろう。

さらにこの規程(【史料9】)は(3)として、「一般の、法を守る地主や旧富農分子の公民権を回復する目的は、多数を団結し…敵を孤立させ、それによって戦争の勝利の到来を早めるためであ」って、「封建搾取をたったいま消滅させられたばかりの地主・旧富農分子を、労働人民と区別せず同じように見なすと言っているのでは絶対にない」と念押ししている<sup>32)</sup>。1948年10月18日に中共中央が東北局に与えた指示でも、土地改革の完成直後には「人民代表会議は、すぐにはしっかりと組織できず、また強固ではない」ため、権力機関としての農会を取り消すべきではないと述べている<sup>33)</sup>。「地主・旧富農」の権力が完全に失われたと確認できるまでは、選挙によって組織される政権には全面的に権力を移譲しないとする方針が示されているのである。共産党は内戦期から、人民代表会議を基層社会における統一戦線的な民意集約機関としてではなく、土地改革という革命の結果成立する新しい権力構造を追認するものとして位置づけていた。

## 第2節 人民政治協商会議・共同綱領の位置

### ①人民政治協商会議の構想過程

このように、内戦期末期の華北農村社会で実現した政権の構造は、のちに登場する人民共和国の政権構想と基本的に一致していた。このような一貫性を見るとき、では、その中間に位置する人民政治協商会議の開催はどのように捉えることができるだろうか。

人民政治協商会議の開催に至る過程については、杜崎群傑『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程—権力と正統性をめぐって』が詳細に検討している。杜崎によれば、共産党は1948年3月6日に民主同盟三中全会および国民党革命委員会宣言に対するコメントを出し、共産党でも国民党でもない「第

三の道」を選択することに反対するとしうえで<sup>34)</sup>、4月30日に「メーデー・スローガン」を發表し、新しい「政治協商会議」の召集を呼び掛けた<sup>35)</sup>。したがって、呼びかけの対象となった各党派の代表は人民政治協商会議への参加にあたって共産党の政策に同意する必要があった。このことに関連して、人民政治協商会議への参加を希望した団体のなかには、「解放戦争時期に反動的行為があった」として参加が認められなかった団体もあったという<sup>36)</sup>。

1948年10月には人民政治協商会議の開催に向けた具体的な検討が始まった。そこでは共産党側の担当者であった高崗・李富春と民主党派の代表との間で懇談が行われ、各団体に一票の投票権を与えるという原則が決定されるとともに<sup>37)</sup>、民主党派は「反動的党派」を排除することに賛同した(1948年10月21日)<sup>38)</sup>。さらに11月3日、共産党は「現在の形勢の展開により、臨時中央人民政府はおそらく全国臨時人民代表会議を経ずに、新政協によって生み出される」とし、人民政治協商会議が暫定的な中央政府を直接樹立するという意向を、高崗・李富春を介して民主党派に伝えている<sup>39)</sup>。これは杜崎によれば「制度的な民主主義を軽視する」態度であり、「共産党にとっては内戦によって生み出された優位性をそのままに、執政党の地位を確保しようとするものであった<sup>40)</sup>。

ただしこの段階では、まだ共産党は民主党派に妥協的な態度をとっていた<sup>41)</sup>。1948年11月25日に「新しい政治協商会議を招集する諸問題に関する合意書」が作成されたが、そこで設置することが決定した新政協準備会では「共産党に従属的な団体は9団体にすぎず、過半数に達していない」かったからである<sup>42)</sup>。しかしその後、共産党が平津戦役に勝利し北平(北京)に入城すると、メーデー・スローガン以後に成立した民主党派は一律認めず解散させるとするなど民主党派に対する共産党の態度は硬化した(1949年2月)<sup>43)</sup>。さらに同年5月には、中共中央は民主党派に対する方針として「教育の方法で彼らを勝ち取り、新民主主義に真剣に賛同し支持させ、新民主主義の旗の下で、彼らを伴って前進し、一部は改造を経て、個別に共産党員に吸収すること」を党内に通達した<sup>44)</sup>。こののち、1949年9月に開催されることになった人民政治協商会議に向けて準備会が設けられ、共同綱領や人民共和国政府組織法などが検討されていったが、議論は終始共産党のイニシアチブのもとに置かれた<sup>45)</sup>。その結果、共産党は自らの意思を全面的に反映させた共同綱領を制定したのである。

## ②人民政治協商会議の構想と共産党の指導権

以上のような経過について杜崎は、共産党が1948年末まで民主党派に対して一定の配慮を示していたことを重視し、共産党は内戦での勝利が決定的になった1949年初頭以降に「事実上の『憲法制定権力』を獲得

するにいたった」とする<sup>46)</sup>。しかし筆者の目には、新しい国家の骨格を決定する人民政治協商会議をどのような形で開くか、参加資格をどのように規定し誰に認めるかなど、会議の根幹にかかわる条件を提起した時点で、共産党は憲法制定権力を持っていたように見える<sup>47)</sup>。

たとえば上述の過程のなかでも、1948年10月21日に高崗・李富春と懇談した7名の民主党派の代表の一人である蔡廷鍇が、人民政治協商会議準備会の開催について「現在は皆〔共産党と各民主党派〕は一律平等であり、共同で招集することが非常に良い」と主張したが<sup>48)</sup>、共産党は「呼びかけ人」としての立場を譲ることはなかった。1949年6月16日に公布された人民政治協商会議準備会条例は、第1条で参加を認められる者についての原則を規定するが、そこには「各民主党派・各人民団体・各解放区人民政府・人民解放軍・国内少数民族・海外華僑そして無党派および各界民主士の代表者によって構成される」とあり、共産党の名前がない<sup>49)</sup>。一方、「この原則にもとづき」準備会を構成するメンバーとして列挙されている名簿の筆頭には、「新政治協商会議の原提案者」として中国共産党が明記されている<sup>50)</sup>。このことは共産党が同準備会の召集を呼び掛けた主体であることを示している。民主党派は共産党が用意したプラットフォームと呼ばれる客体だったのであって、プラットフォームのあり方自体を議論する主体ではなかった。この時点で、民主党派(共産党の認識では、都市の小ブルジョアジー・民族ブルジョアジーの利害を代表する)は、資本主義的経済発展を担うものとして「人民」の一部であると認定されたものの、共産党(共産党の認識では、労働者・農民の利害を代表する)のイニシアチブの下に置かれることが確定したといえる。

## ③人民政治協商会議の必要性

そのうえでとりわけ重要だと考えられるのが、人民政治協商会議と人民政府との関係である。上記1948年10月21日の懇談では、譚平山と王紹鏊が、中央政府をいかに成立させるかという問題について「新政協のあと、時間を限定して臨時人民代表会議を招集し、改めて臨時中央政府を生み出すべきだと主張した」<sup>51)</sup>。これに対し中共中央は、11月3日付で高崗・李富春に以下のような指示を出している。すなわち、「単独で沈〔鈞儒〕・譚〔平山〕・王〔紹鏊〕の三人に以下のように告げよ。現在の形勢の展開により、臨時中央人民政府はおそらく全国臨時人民代表会議を経ずに、新政協によって生み出される」と<sup>52)</sup>。この特別に早く入念な回答は、共産党にとってこの問題がとりわけ重要であったことを示唆している。

では、なぜ共産党は「新政協のあと、時間を限定して臨時人民代表会議を召集し、臨時中央人民政府を組



織する」という提案を直ちに拒否し、提案者に個別に説明してまで断念を迫ったのだろうか。管見の限り明確な説明は与えられていないが、論理的に考えれば次のようになる。

譚平山と王紹鏊の提案は、人民政治協商会議とは別に臨時人民代表会議を開くというものである。ということは、ここで想定されている臨時人民代表会議は、人民政治協商会議と同じ選出方法(共産党による指名)によって組織されるものであるはずがない。共産党の用語では人民代表会議とは何らかの選挙を経て組織されるものであり、共産党との協議に臨む非党員の提案者も、当然こうした共産党における語意を共有したうえで用いていたと考えられる。このことと、「新政協のあと、時間を限定して臨時人民代表会議を召集する」という提案とを併せて考えれば、新政協が組織する政府はあくまで「選挙管理政府」であり、しかもその存在時間は極めて短期的なものとなるだろう。このステップで選挙が行われれば、確かに、組織される臨時人民代表会議は民意を相当反映した民主的なものになるはずである。

しかし、土地改革(革命)の完成を普通選挙の前提条件と考える共産党の立場からすれば、人民政治協商会議の開催から短期間で行われる選挙は、いまなお社会に強い支配力・影響力を持っている「階級敵」が干渉し、部分的に進んだ土地改革の成果をも否定しかねないものとなろう。だから、譚平山と王紹鏊の提案は受け入れられるどころか議論の対象にもされなかったのである。共産党は、土地改革が全国的規模でかつ実質的にも完成するまでは選挙を行ってはならないが、残存する「階級敵」に対する革命(土地改革)を推し進める政府を樹立し、しかもその政府が正統であると内外に説明できなければならない、という問題に対する「解」を求められていたのである。

その答えは、国共内戦の勝利という現実に対する解釈と、人民政治協商会議は人民の意思を代表しているという断定であった。毛沢東は1949年9月21日、人民政治協商会議の開会にあたって次のように宣言している。

【史料10】われわれの会議には600余名の代表が含まれており、全中国のあらゆる民主党派・人民団体・人民解放軍・各地区・各民族および海外華僑を代表している。これはわれわれの会議が全国人民の大団結の会議であることをはっきりと示している。

この全国人民の大団結が成功することができたのは、われわれがアメリカ帝国主義の援助する国民党反動政府にうち勝ったからである。…三年あまりの期間に、全国人民は団結して人民解放軍をたすけ、自己の敵とたたかって、基本的な勝利をおさめた。これを土台にして、今日の人民政治協商会議が開か

れたのである。

…中国人民は、中国共産党の指導のもとで、三年あまりのあいだに、きわめて急速にめざめてきたし、また、自己を組織して、全国的な規模での帝国主義・封建主義・官僚資本主義およびその集中的な代表者国民党反動政府に反対する統一戦線を形成し、人民解放戦争をたすけ、基本的に国民党反動政府をたおし、帝国主義の中国における支配をくつがえし、政治協商会議を回復したのである。

いまの中国人民政治協商会議はまったく新しい基礎のうえで開かれたものであり、それは全国人民を代表する性格をそなえており、それは全国人民の信頼と支持を得ている。したがって、中国人民政治協商会議はみずから全国人民代表大会の職権を執行することを宣言するものである。(「中国人民政治協商会議第一期全体会議における毛沢東主席の開会の辞」1949年9月21日、『新中国資料集成』第2巻、578～579頁)

ここには、内戦の勝利は人民が共産党の指導のもとで「団結して人民解放軍をたすけ」ることで実現したという解釈が示され、人民政治協商会議が「全国人民を代表する性格をそなえており」、「全国人民代表大会の職権を執行」できることが断言されている。国共内戦の勝利という現実を以って「全国人民が共産党を支持している」ということの証拠とし、それゆえに共産党が主宰する人民政治協商会議は十分な代表性を持っている、という論理を読み取ることができるだろう。そのような正統性を持つ人民政治協商会議は、だから直接中央政府を組織できるのである。共同綱領はその前文で「中国人民政治協商会議は、全国人民の意思を代表して、中華人民共和国の成立を宣言し、人民自身の中央政府を組織する」と断言している<sup>53)</sup>。

もちろん、「人民政治協商会議は全国人民を代表する性格を備えている」ということに説得性を持たせるため、会議への参加者は1948年11月3日に共産党が提起した200～300名から順次拡大し、最終的には662名にもなった<sup>54)</sup>。この人数は、上掲の人民政治協商会議の開幕詞(【史料10】)の冒頭において毛沢東も誇示している。しかし、人民政治協商会議が共産党によって準備され、共産党が望むように開催され、共産党が準備した共同綱領が採択されることにはまったく影響を与えなかった。人民政治協商会議は、新しく成立する国家・政府が統一戦線的国家・政府であり、そのように運営されることを示すものとして設置されたのではなく、土地改革が全国で完了して被搾取階級が権力を確実に掌握する前に政権を「階級敵」に奪取されないようにするための装置として設置された。この点にこそ、その本質がある。

## おわりに

以上、本稿で述べてきたことをまとめると次のようになる。1948年以降、国共内戦の勝利と新国家の樹立が現実味を帯びると、共産党は新国家をどのように成立させ運営するかという建国・政権構想に着手したが、そこで重視されたのは土地改革であった。新国家の成立に当たって招集された中国人民政治協商会議が決議した共同綱領は、将来「人民」が参加する普通選挙によって各級人民代表大会が開かれ、この民意機関によって各級政府が組織されることを約束していたが、それは土地改革によって地主・旧富農の権力基盤が徹底的に破壊され、「人民」が基層社会において権力を完全に奪取してからのこととされていた。そのため1950年6月30日には「中国土地改革法」が施行され、改めて土地改革が推進された。

そして実際、全国人民代表大会の開催に至るまでの人民共和国成立後の展開は、共同綱領が予定していたプランに従うものになった。中国人民代表大会の選挙法は、1953年2月11日に中央人民政府委員会会議で可決され、3月1日に中央人民政府主席毛沢東によって公布されたが、その直前の2月4日、政治協商会議第4回会議において副主席の周恩来が土地改革の完成を宣言していた。「人民の普通選挙」は、土地改革という革命が完成することを前提条件として実施されるものだったのである。

このような建国・政権構想は、戦後国共内戦期、とりわけ1948年1月～2月の土地改革の「行き過ぎ」是正のなかで現実化した統治体制と共通性を持っていた。1947年8月に劉少奇は基層社会における貧農団の指導権を確立するために農民代表会の設立を提起し、それは中国土地法大綱にも盛り込まれた。農民代表会は、土地法大綱下で貧農団による「行き過ぎ」が発生したのち中農がその中核を担うようになったが、この中農は、中国土地法大綱の下で党を上回る権威・権力を行使した貧雇農が、土地を獲得して階層上昇を遂げた「新中農」であり、系譜的には中国土地法大綱下の闘争を担った貧雇農が引き続き基層で権力を行使する体制が維持されたといえる。県以下のレベルでは、この村レベルの農民代表会を基礎として選出された区・県代表会が権力機関となった。いずれも超階級的な統一戦線的な組織ではなく、土地改革という革命の結果を固定化するための組織であった。

このような内戦最末期の支配体制の構造と人民代表大会との共通性から考えると、人民政治協商会議の開催と共同綱領の決議について、新たに位置づけなおす必要が生じる。人民政治協商会議が民主諸党派にも参加を呼び掛けて開催されたことについては、これまで、この時期の共産党が広範な社会階層からの支持を取り付ける必要があったという側面から説明されてきたが、人民政治協商会議の準備過程および共同綱領の作成過

程を見ると、共産党が民主諸党派に妥協しその意見を取り入れた形跡はまったくない。中国全土で見ればまだ土地改革が完了していない地域も多く、このまま普通選挙を実施した場合には「階級敵」が政権を奪取する可能性もあるなかで、「全人民の支持」を標榜して国家と政府の正統性を調達するために用意されたのが、人民政治協商会議と共同綱領であった。1949年10月の人民共和国の樹立は、共産党にとってあくまで長い中国革命の通過点に過ぎなかったのである<sup>55)</sup>。

ところで、貧雇農が土地改革という革命の主役となり、土地改革を経て基層における権力を掌握するという像は、共産党とりわけ毛沢東が想定していたものである。しかし土地改革が前提とする社会像も、そこでの貧雇農のあり方も、華北農村社会の現実とは大きく異なっていた<sup>56)</sup>。したがって、仮に「土地改革が完成した」と見なせる状況が発生したとしても、貧雇農が共産党の想定通りに動いたわけではなく、貧雇農が共産党の想定するような要求を持っていたわけでもない。これは、華北地域に比べて地主制が発達していた華中・華南地域でも同様だったであろう。農外就業の機会が多くあれば、耕作地を他人から借りている小作農が常に自作農よりも貧しく、地主の土地所有に不満を抱いているとは限らない。また宗族的結合が強固な場合は、同族内の貧者を救済するために族田が貸し出されていることもあるだろう。河南省魯山県白像店の調査によれば、地主・富農だけではなく、貧農と中農も所有地の21～25%を小作に出していたという<sup>57)</sup>。この村では、土地改革ですべての小作農が利益を得られるわけではない。貧雇農が土地改革を担い、基層における権力の掌握に成功したとしても、彼らの主張・要求が共産党の想定する貧雇農の主張・要求が一致しており、これ以後も一致し続けるということはないのである。

そうだとすれば、土地改革の完成後に「人民の普通選挙」を実施すれば、革命時に実現した被搾取階級による支配を固定化できるという共産党の想定自体、現実から乖離した楽観的な(あるいは自信過剰な)ものだったと言える。実際には、土地改革後も「人民」の間の利害対立は存在し、主張・要求の相違も発生するだろう。しかしそのとき、毛沢東・共産党は、自分たちが想定していた「人民」の振る舞い・要求と、現実のそれとの乖離を認めることができるだろうか。認めることができない場合、すなわち自分たちの想定が絶対的に正しいと言い張る場合は、現実に存在する「人民」の振る舞い・要求の方を否定するしかないであろう。いわく「党の正確な政策を幹部が誤って執行したために人民に誤解が生じた」、いわく「人民のなかに敵が紛れ込んで騒擾を起こしている」、いわく「悪い幹部が人民の一部を唆している」、と。そして、広大で多様な中国のどこかで、野心を持った誰かが、毛沢東・共産党

の想定する「人民」の要求に適う事例を作り出せれば、毛沢東・共産党の想定の正しさが実証されたことになる。まさに戦後国内戦期の土地改革のように。これこそが、毛沢東期の中華人民共和国の社会を襲った悲劇を生み出す構造だったと考えられるのである。

※本稿は、JSPS科研費JP20K01023及びJP21K12479による研究成果の一部である。

#### 注

- 1) 国民政府軍に捕虜・死傷あわせて1万人以上の損害を与えた華北の戦闘として、宣川戦役(西北野戦軍、1948年2月24日～3月3日)、臨汾戦役(晋冀魯豫軍区、1948年3月7日～5月17日)、察南綏東戦役(晋察冀野戦軍、1948年3月21日～4月8日)、晋中戦役(華北軍区、1948年6月11日～7月21日)などがある(軍事科学院軍事歴史研究部(1987)、「重要戦役一覧表」、20～24頁)。
- 2) 中共中央組織部ほか編(2000)、201～203頁。
- 3) 軍事科学院軍事歴史研究部(1987)、187頁。
- 4) 軍事科学院軍事歴史研究部(1987)、187～188頁。
- 5) 中共中央組織部ほか編(2000)、207頁、211～213頁。
- 6) 軍事科学院軍事歴史研究部(1987)、246～263頁。
- 7) 軍事科学院軍事歴史研究部(1987)、234～235頁。
- 8) 軍事科学院軍事歴史研究部(1987)、299～301頁。
- 9) 田中(1996)、2頁、391頁、401頁。
- 10) 「新解放区農村工作的策略問題」、『毛沢東選集』第4巻、1326～1327頁。なお、新区における土地政策の転換については、劉(2014)のように毛沢東の役割を重視するものがある一方で、羅(2004)は鄧小平が果たした役割を重視する。
- 11) 「毛沢東主席・朱徳総司令『中国人民解放軍布告』」1949年4月25日、『新中国資料集成』第2巻、495～497頁、および「中原人民政府、新解放区減租減息条例およびその公布に関する布告」1949年9月12日、『新中国資料集成』第2巻、572～577頁。
- 12) 「中共中央關於一九四八年土地改革工作和整党工作的指示」、『毛沢東集』第10巻、143～145頁。
- 13) 毛沢東「新解放区農村工作的策略問題」、『毛沢東選集』第4巻、1326～1327頁。
- 14) 『新中国資料集成』第3巻、131～137頁。
- 15) 以下本段落は高橋(2021)、124～127頁による。
- 16) なお、このような見解に対して沈志華(2019)は、毛沢東が1948年3月30日付でスターリンに宛てて出した電報で「我々の打ち立てる中央政府の状況下において、彼ら〔ブルジョワジーや民主党派〕が我々の政府に参加する代表を持つ事は必要であり、有益でもある」と述べていることに注目し、毛沢東のそもそもの構想は、この電報に述べられているように諸党派による連合政府であったが、ソ連の体制(一党制)を批判しているとスターリンに捉えられることを恐れ、あえて1947年11月30日の電報では一党制を提起したのだと主張している。毛沢東とスターリンとの間の意見交換をめぐる解釈の相違については、大沢(2022)が詳細に整理している。
- 17) 国共内戦末期の建国・政権構想については、杜崎(2015)が詳細に研究している。同書第8章「『人民代表会議』制度創成の理念—中国人民政治協商会議共同綱領(1949年9月)」によれば、当初共産党には自らの主張を共同綱領に完全に反映させる力がなかったため、共同綱領の作成に民主党派を

- 参加させようとしていたが、内戦の勝利を確信すると一党独裁色を強める草案を作成し、1949年9月半ばに民主党派に提示して修正の余地を与えなかったという。杜崎は、このような過程を経て共産党は「憲法制定権力」を手にすることに成功したとするが、筆者は、共同綱領の作成にどの政治勢力をどの程度参加させるかを共産党が独断で決定できた時点、すなわち共同綱領の作成を始めた時点ですでに「憲法制定権力」を持っていたと考える。批判の詳細については三品(2017)を参照。なお、先に触れた毛沢東とスターリンとの意見交換については、杜崎(2015)第3章でも触れられている。
- 18) 『中国共産党編年史④』、1664頁。
  - 19) 泉谷(2020)、264頁によれば、1950年11月ごろに土地改革は急進化し、法令や秩序を重視した従来の土地改革を「和平分田」であったと批判し、「行き過ぎ(左傾)」を恐れずに思い切って土地改革を遂行せよとする指示が各地に伝達されたという。
  - 20) 「中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法」、『新中国資料集成』第4巻、55～63頁。
  - 21) 『新中国資料集成』第3巻、151～169頁。
  - 22) 『新中国資料集成』第3巻、169頁。
  - 23) 『新中国資料集成』第3巻、169頁。
  - 24) 「劉少奇關於土地會議各地匯報情形及今後意見的報告」1947年8月4日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、71～79頁。なお、この文書は「中共中央対劉少奇關於土地會議各地匯報情形及今後意見的報告的批示」(1947年8月13日)の附録として収録されている。
  - 25) 「劉少奇關於土地會議各地匯報情形及今後意見的報」1947年8月4日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、76頁。
  - 26) 「劉少奇關於土地會議各地匯報情形及今後意見的報」1947年8月4日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、76～77頁。
  - 27) なお、この文書は「中共中央關於公布中国土地法大綱的決議」(1947年10月10日)の附録として収録されている。
  - 28) 中共中央文献研究室編(2014)、786～800頁。
  - 29) この段落に関しては、三品(2020)を参照。
  - 30) 「中共中央關於地主・富農選挙権問題的指示」1948年7月19日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、388頁。
  - 31) 「中共中央關於地主・富農選挙権問題的指示」1948年7月19日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、388頁。
  - 32) 「中共中央關於地主・旧富農的選挙権与被选举権問題的指示」1948年10月16日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、436～437頁。
  - 33) 「中共中央關於不擬設立区人民代表大会及不取消農会組織給東北局的指示」1948年10月18日、『解放戦争時期土地改革文件選編』、440頁。
  - 34) 「中共中央發言人評民盟三中全会及国民党革命委员会宣言」1948年3月6日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、193頁。
  - 35) 「中国共産党中央委員会発布紀念“五一”労働節口号」1948年4月30日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、195頁。
  - 36) 杜崎(2015)、228頁。
  - 37) 「中央關於向各民主党派代表徵詢参加新政协名单的意见及有関原則給高崗・李富春等的指示」1948年10月15日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、214頁。
  - 38) 「高崗・李富春關於沈鈞儒等对召開新政协的意见的報告」1948年10月21日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、216頁。
  - 39) 「中央關於新政协代表中应多邀請中間人士給高崗・李富春的指示」1948年11月3日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文

- 件選編』、219頁。
- 40) 杜崎(2015)、230頁。なお共産党が「制度的な民主主義を軽視」したとする評価は、水羽(2007)、120頁に基づいている。
- 41) 杜崎(2015)、231頁。
- 42) 杜崎(2015)、231頁。
- 43) 「中共中央關於怎樣對待各民主黨派・団体的地方組織的指示」1949年2月17日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、257頁。
- 44) 「中共中央關於民主同盟性質問題的指示」1949年5月25日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、267頁。
- 45) 杜崎(2015)、第7章第3節。
- 46) 杜崎(2015)、281頁。
- 47) 「憲法制定権力」の捉え方に関しては、三品(2017)を参照。
- 48) 「高崗・李富春關於沈鈞儒等對召開新政治協的意見的報告」1948年10月21日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、216頁。
- 49) 「新政治協商會議準備會組織條例」1949年6月16日、『新中国資料集成』第2巻、509頁。
- 50) 「新政治協商會議準備會組織條例」1949年6月16日、『新中国資料集成』第2巻、509頁。
- 51) 「高崗・李富春關於沈鈞儒等對召開新政治協的意見的報告」1948年10月21日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、217頁。
- 52) 「中央關於新政治協代表中應多邀請中間人士給高崗・李富春的指示」1948年11月3日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、219頁。
- 53) 「中国人民政治協商會議共同綱領」1949年9月29日、『新中国資料集成』第2巻、589頁。
- 54) 杜崎(2015)、230~231頁。なお、「200~300人」という人数を示したのは「中央關於新政治協代表中應多邀請中間人士給高崗・李富春的指示」1948年11月3日、『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、219頁である。
- 55) 国共内戦は、中世(封建社会)を終らせて近代を迎えるためのブルジョア革命であり、中華人民共和国の建国は長い中国革命の第一段階が終わったに過ぎない、という当時の中国内外の共産主義者たちが持っていた認識を、改めて議論の根底に据えるべきではないだろうか。本稿「はじめに」で触れた通り、1947年11月30日に毛沢東がモスクワに対して一党制を提起したとき、それは「中国革命に最終的な勝利が訪れるとき」のこととされていた。これに対し1948年3月20日に毛沢東がスターリンに宛てて発した電文は、「我々の打ち立てる中央政府の状況下において」は諸党派も政権に参加させるとしており、国共内戦勝利直後の国家のあり方を述べたものであった。つまり、1947年11月30日の提案と1948年3月30日の電報は、異なる段階における国家のあり方を述べたものであり、当面は連合政府の外観を持つ政権を樹立し、革命が完成した暁には一党制に移行する、という構想を示したものだたと整理すれば、毛沢東の二つの提案は矛盾なく理解できる。このように、中華人民共和国の樹立が中国革命の通過点に過ぎないと認識されていたことを、沈はもとより杜崎も高橋も見逃しているのではないだろうか。

- 56) 毛沢東・共産党の農村社会像と華北農村社会の現実との間のギャップについては三品(2020)を参照。
- 57) 泉谷(2020)、254頁。

#### 参考文献

##### ●日本語(執筆者名五十音順)

- 泉谷陽子(2020)「1949年革命前後の土地改革と戦争」、笹川裕史編著『現地資料が語る基層社会像』、汲古書院、所収、第9章。
- 大沢武彦(2022)「日本において中国共産党百年を描く二冊の新たな試みについて—石川禎浩『中国共産党、その百年』及び高橋伸夫『中国共産党の歴史』を読む—」、『現代中国研究』48号。
- 高橋伸夫(2021)『中国共産党の歴史』、慶應義塾大学出版会。
- 田中恭子(1996)『土地と権力—中国の農村革命』、名古屋大学出版会。
- 三品英憲(2017)「【書評】杜崎群傑著『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程—権力と正統性をめぐって』(御茶の水書房、2015年)」、『現代中国』91号。
- 三品英憲(2020)「戦後内戦期の土地改革と農村社会認識—「土地の平均分配」と「中農財産の保護」の間」、笹川裕史編著『現地資料が語る基層社会像』、汲古書院、所収、第8章。
- 水羽信男(2007)『近代中国のリベラリズム』、東方書店。
- 杜崎群傑(2015)『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程—権力と正統性をめぐって』、御茶の水書房。

##### ●中国語(研究書。執筆者名五十音順)

- 軍事科学院軍事歴史研究部(1987)『中国人民解放軍戦史』第3巻、軍事科学出版社。
- 沈志華(2019)「動機判断と史料考証—対毛沢東と斯大林三封往来電報解析」、『近代史研究』2019年5期。
- 中共中央組織部ほか編(2000)『中国共産党組織史資料』第4巻上、中共党史出版社。
- 中共中央文献研究室編(2014)『任弼時伝』下巻、中央文献出版社、第2版。
- 羅平漢(2004)「鄧小平と新解放区急性土改の停止」、『文史天地』2004年3期。
- 劉学礼(2014)「大別山解放区土改政策演變探析」、『安徽史学』2014年6期。

##### ●新聞・史料・文書集(編著者名五十音順)

- 国際問題研究所編『新中国資料集成』第2巻(1964年)、第3巻(1969年)、第4巻(1970年)。
- 中央档案馆編『解放戦争時期土地改革文件選編』、中共中央党校出版社、1981年。
- 中央統戦部・中央档案馆編『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』、档案出版社、1988年。
- 中共晋察冀中央局『晋察冀日報』、晋察冀日報社。
- 中共中央毛沢東選集出版委員会『毛沢東選集』第4巻、人民出版社、第2版、1991年。
- 《中国共産党編年史》編委会『中国共産党編年史④』、山西人民出版社・中共党史出版社、2002年。
- 毛沢東文献資料研究会編『毛沢東集』第10巻、北望社、1971年。